

令和6年度第2回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 令和7年3月21日（堺市社会福祉審議会規定第7条の規定に基づく書面開催）
- 出席委員 : 部会長（堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長）東野 秀一
 委員（社会福祉法人堺市社会福祉事業団事務局長）福田 達也
 委員（大阪大谷大学教育学部教授）長瀬 美子
 委員（大阪総合保育大学児童保育学部准教授）澤 ひとみ
 委員（京都女子大学発達教育学部助教）大内田 真理
 委員（税理士法人ゆびすい税理士）澤田 直樹
- 事務局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保政策課
- 案件名 : 既存の小規模保育事業の事業者変更に伴う新たな事業者への認可

発言者	内 容
事務局	申請書類の内容を説明。 （１）施設の概要について （２）新規事業者の引継ぎ計画について （３）職員配置について （４）全体的な計画について （５）事業者の財務状況について
委員	審議の結果、当該案件について、認可に当たって基準を満たしていることを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。 （１）非常階段の勾配がきつく、手すりの隙間も広いため、落下を防ぐための対策を講じること。 （２）１・２歳児の保育室において、窓際には子どもの足場となるような物を置かないこと。 （３）医務室の机の上の電気ポットとサーキュレーターが子どもの手が届く位置・高さにあるため改善すること。 （４）事業者変更にあたり、現在行っている保育の質を落とさないこと。また、職員が不安なく働き続けられるような配慮、保護者に対しての丁寧な説明を行うこと。 堺市社会福祉審議会規定（抜粋） （会議の特例） 第7条 委員長、専門分科会長及び部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。